株式会社LAホールディングス

定 款

株式会社LAホールディングス 定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社LAホールディングスと称し、英文ではLA Holdings Co., L td.と表示する。

(目的)

- **第2条** 当会社は、次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。
 - (1) 不動産の売買、仲介及び販売代理
 - (2) 不動産の保有、賃貸、管理及び運用
 - (3) 不動産のコンサルティング、測量及び鑑定
 - (4) 宅地、商業用地、工業用地等の開発、造成及び販売
 - (5)建築工事、土木工事、電気工事、設備工事、造園工事、内装仕上工事等の設計、 施工及び監理
 - (6) 商業施設、宿泊施設、飲食店、駐車場、スポーツ施設等の開発、所有、賃貸及 び経営
 - (7) 有料老人ホームその他高齢者向け施設の開発、所有、賃貸及び経営
 - (8) 介護保険法に基づく居宅サービス事業及び介護予防サービス事業
 - (9) 中高層共同住宅、オフィスビル、店舗ビル等の総合管理業
 - (10) 住宅宿泊事業、住宅宿泊管理業、住宅宿泊仲介業等に関する事業
 - (11) 不動産の賃貸借における賃料債務等の立替払いその他保証業務
 - (12) 家具及びインテリア製品の製造及び販売
 - (13) 有価証券の保有、運用、管理、売買及び有価証券への投資
 - (14) 特定目的会社、特別目的会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する 規則に定める会社)及び不動産投資信託に対する出資並びに出資持分の売買、仲 介及び管理
 - (15) 不動産特定共同事業法に基づく事業
 - (16) 第二種金融商品取引業、投資助言・代理業、投資運用業及び投資顧問業
 - (17) 不動産及び不動産に関する権利又は有価証券を担保とする金銭の貸付又は仲介並びにその他の金銭の貸与、貸付の事務代行及び債務保証
 - (18) 生命保険、損害保険その他保険会社(外国保険業者を含む。)の代理又は代行
 - (19) 再生可能エネルギーによる発電事業
 - (20) 熱供給事業
 - (21) 電気通信事業、電力サービス事業その他電気通信事業法に基づく事業
 - (22) 産業廃棄物の収集、運搬、処理及びリサイクル業務

- (23) 資産運用、資金調達、経営、財務、経理、総務等に関するコンサルティング及 び事務受託業務
- (24) 労働者派遣事業、職業紹介事業、人事コンサルティング業務
- (25) 警備業
- (26) 機械、設備、航空機その他各種動産の賃貸、売買及び保守管理
- (27) コンピューターシステム及びソフトウェアの開発、設計、販売、運用及び管理
- (28) 広告宣伝、出版等の企画、制作、販売及び代理業務
- (29) 講演会、セミナー、シンポジウムその他イベントの企画及び運営
- (30) 著作権、出版権、翻訳権等の知的財産権の管理、売買及び賃貸
- (31) 郵便物、印刷物、雑貨等の梱包、発送代行及び販売
- (32) その他前各号に附帯関連する一切の事業

(本店所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都港区に置く。

(機関)

- 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
 - (1) 取締役会
 - (2) 監査役
 - (3) 監査役会
 - (4) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告によりこれを行う。ただし、やむを得ない事由により、 電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載してこれを行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は1700万株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は100株とする。

(自己株式の取得)

第8条 当会社は、取締役会の決議によって、市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元未満株主の権利制限)

- 第9条 当会社の単元未満株主は、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
 - (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける 権利

(株主名簿管理人)

- 第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
 - 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
 - 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株式及び新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に関しての手続等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招 集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。

(基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

(招集権者及び議長)

- **第14条** 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、議長となる。
 - 2 社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の 取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

- **第16条** 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権 を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
 - 2 会社法第309条第2項によるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議 決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の 3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第17条 株主は、当会社の他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。
 - 2 株主又は代理人は株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第18条 当会社の取締役は15名以内とする。

(取締役の選任の方法)

- 第19条 取締役は株主総会の決議によって選任する。
 - 2 取締役の選任決議については、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を 有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。
 - 3 前項の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役会の招集及び議長)

- **第21条** 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、議長となる
 - 2 社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の 取締役が取締役会を招集し、議長となる。
 - 3 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
 - 4 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会 を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第22条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第23条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(役付取締役)

第24条 取締役会の決議をもって、取締役の中から、社長1名を選定し、必要に応じて、会 長、副会長、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(代表取締役)

- 第25条 社長は、当会社を代表し、会社の業務を統括する。
 - 2 取締役会の決議をもって、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を選 定することができる。

(取締役会規程)

第26条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において 定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

- **第28条** 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
 - 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である ものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を 締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定す る額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第29条 当会社の監査役は5名以内とする。

(監査役の選任の方法)

- 第30条 監査役は株主総会の決議によって選任する。
 - 2 監査役の選任決議については、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を 有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- 3 当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
- 4 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(監査役の任期)

- **第31条** 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の 任期の残存期間と同一とする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が 監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業 年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることができないも のとする。

(常勤の監査役)

第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

- **第33条** 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊 急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。
 - 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第34条 監査役に関する事項は、法令又は定款のほか、監査役会において定める監査役会 規程の定めによる。

(監査役の報酬等)

第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。

(監査役の責任免除)

- 第36条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
 - 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第37条 当会社の会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

- **第38条** 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、 当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計算

(事業年度)

第40条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

- 第41条 当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。
 - 2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当金)

第42条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間等)

第43条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附 則

(最初の事業年度)

第1条 当会社の最初の事業年度は、第40条の定めにかかわらず、当会社の成立の日から 令和2年12月31日までとする。

(取締役の当初の報酬等)

- 第2条 第27条の定めにかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会の終結の 時までの取締役の報酬等の額は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 固定金銭報酬

固定金銭報酬の総額は、1億7500万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。) とする。

- (2) 株式報酬型ストック・オプション
 - ① ストック・オプションに関する報酬等の額

当会社の取締役(社外取締役を除く。以下、本号において同じ。)に対して株式報酬型ストック・オプション報酬として割り当てる新株予約権に関する報酬等の額は、前号の定めにかかわらず、1億円以内の範囲内で、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じた額とし、新株予約権1個当たりの公正価額の算定は、割当日における当会社株価及び行使価額等の諸条件をもとに、一般的価格算定モデルであるブラック・ショールズ・モデルにより算定した公正な評価単価に基づくものとする。

なお、かかる株式報酬型ストック・オプションの付与は、新株予約権の公正な評価額を払込金額とする新株予約権を当会社の取締役に割り当てる一方、新株予約権の割当てを受ける当会社の取締役に対し、当該払込金額に相当する金銭報酬を支給することとし、報酬請求権と当該新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する方法による。

② 報酬等の内容(ストック・オプション報酬として発行する新株予約権の内容) ア. 新株予約権の数

当会社の成立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの期間に発行する新株予約権の上限は1,000個とする。

イ. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当会社の成立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの期間に発行する新株予約権の目的である株式の数の上限は100,000株とする。なお、新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は100株とする。

また、当会社が当会社普通株式につき株式分割又は株式併合等を行うことにより、株式数の変更をすることが適切な場合は、当会社は必要と認める調整を行うものとする。

ウ. 新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定される公正な評価額とする。ただし、当会社は、新株予約権の割当てを受ける者に対し、新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬請求権と新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する。

エ. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、新株予約権1個当たり金1円とする。

- オ. 新株予約権を行使することができる期間 割当日後2年を経過した日から、割当日から10年を経過する日までとする。
- カ. 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、当会社の取締役会の承認を要す る。

キ. 新株予約権の行使の条件

- a. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当会社又は当会社の関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- b. その他の新株予約権の行使の条件は、当会社の取締役会の決議により決定する。
- ク. その他の新株予約権の募集事項 その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定す る当会社の取締役会において定める。

(監査役の当初の報酬等)

第3条 第35条の定めにかかわらず、当会社の成立の日から最初の定時株主総会終結の時までの監査役の報酬等の総額は、5000万円以内とする。

(附則の削除)

第4条 本附則は、当会社の最初の定時株主総会の終結の時をもってこれを削除する。